

家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究 - 別表第一事件を中心に -



監修	:	裁判所職員総合研修所
定価	:	本体 8,000 円 + 税
判型	:	B5 判
ページ数	:	816 ページ(本文 772 ページ)
ISBN	:	978-4-906929-60-3
発行	:	平成 29 年 6 月

内容

家事事件手続法が平成25年1月1日に施行され4年が経過したところです。これまで家事事件手続法について、実務上の取扱いを前提として書かれた資料は多くはありませんでした。本書は、平成27年度書記官実務研究として、家事事件手続法別表第一に掲げる家事審判事件(ただし、(平成28年法律第27号)の施行に伴い追加された事件を除く。)を中心とした書記官事務の運用について事務の法的根拠と目的に照らし合理的な書記官事務の在り方を明らかにすることを目的とした研究報告書です。

本書の特徴は、はじめに家事事件手続法について総則として解説を行い、各論部分では別表第一の事件がどの事件に該当するか把握できるように各項目の冒頭に「どんな事件」であるかを例題解説のように分かりやすく掲載されており、適切な事件処理が行えるように工夫されています。家事事件を担当する裁判所職員にとって座右の教本となることはもちろんのこと、増えつつある家事事件に関係する弁護士、司法書士等にとっても手離せない一冊です。

[目次\(抄\)](#)

関連書籍

図書 No.155 [家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究 - 家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に -](#)

目次(抄)

序 論	第7章 家事事件の審理等	第9 未成年後見(別表第一 70 の項から 83 の項まで)
第1 研究の目的	第1 手続の非公開並びに期日及び期間	第10 扶養(別表第一 84 の項から 85 の項まで)
第2 研究の方針	第2 手続の併合又は分離	第11 推定相続人の廃除(別表第一 86 の項から 88 の項まで)
第3 家事事件手続法の制定	第3 送達及び手続の中止	第12 相続の承認及び放棄(別表第一 89 の項から 95 の項まで)
第4 家事事件手続法下における書記官事務	第4 裁判所書記官の処分に対する異議	第13 財産分離(別表第一 96 の項から 98 の項まで)
第5 報告書の構成	第2編 家事審判に関する手続	第14 相続人の不存在(別表第一 99 の項から 101 の項まで)
第1編 家事事件の手続の総則	第1章 総則	第15 遺言(別表第一 102 の項から 108 の項まで)
第1章 通則(法1条から3条まで)	第1 家事審判とは	第16 遺留分(別表第一 109 の項から 110 の項まで)
第1 家事事件手続法の趣旨	第2 家事審判の申立て	第17 任意後見契約法(別表第一 111 の項から 121 の項まで)
第2 裁判所及び当事者の責務	第3 審理	第18 戸籍法(別表第一 122 の項から 125 の項まで)
第3 最高裁判所規則への委任	第4 審判	第19 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(別表第一 126 の項)
第2章 管轄及び移送等	第5 審判告知後の手続	第20 児童福祉法(別表第一 127 の項から 128 の項まで)
第1 管轄	第6 取下げ等による事件の終了	第21 生活保護法(別表第一 129 の項)
第2 移送及び自庁処理	第7 高等裁判所が第一審として行う手続	第22 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(別表第一 130 の項)
第3章 裁判所職員の除斥, 忌避及び回避	第8 審判前の保全処分	第23 破産法(別表第一 131 の項から 133 の項まで)
第1 各制度の比較	第9 不服申立て等	第24 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(別表第一 134 の項)
第2 除斥	第2章 家事審判事件	
第3 忌避	第1 成年後見(別表第一 1 の項から 16 の項まで)	
第4 回避	第2 保佐(別表第一 17 の項から 35 の項まで)	
第4章 当事者能力及び手続行為能力等	第3 補助(別表第一 36 の項から 54 の項まで)	
第1 当事者能力及び手続行為能力	第4 不在者の財産の管理(別表第一 55 の項)	
第2 特別代理人の選任	第5 失踪の宣告(別表第一 56 項及び 57 の項)	
第5章 手続代理人及び補佐人	第6 婚姻等(別表第一 58 の項)	
第1 手続代理人	第7 親子(別表第一 59 の項から 64 の項まで)	
第2 補佐人	第8 親権(別表第一 65 の項から 69 の項まで)	
第6章 手続費用		
第1 手続費用とは		
第2 手続費用の予納等に関する事務		
第3 手続費用の負担の裁判に関する事務		
第4 手続上の救助		